

第7回 一宮川流域浸水対策協議会 次第

日時：令和2年7月16日（木）

午後1時30分～

場所：長生合同庁舎4階大会議室

- 1 開会
- 2 挨拶
- 3 出席者紹介
- 4 議事
 - 1) 規約の改正について
 - 2) 千葉県の対策事業について
 - 3) 茂原市の対策事業について
- 5 その他
- 6 閉会

令和2年度

第7回 一宮川流域浸水対策協議会
資料

令和2年7月16日

長生合同庁舎4階大会議室

一宮川流域浸水対策協議会

4 議 事

1) 規約の改正について

一宮川流域浸水対策協議会 規約

(名称)

第1条 本会は、「一宮川流域浸水対策協議会」（以下「協議会」）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、平成25年10月の台風26号や令和元年10月の豪雨等により、浸水被害が発生している一宮川流域において、河川管理者と関係行政機関、地元自治会等が連携してハード対策とソフト対策を含めた浸水対策を検討、実施することにより、浸水被害の軽減を図ることを目的とする。

(所掌事務)

第3条 協議会は、一宮川流域の浸水対策にかかる次の事項について協議するものとする。

- (1) 「一宮川流域茂原市街地安心プラン」の策定及び変更、ならびに具体的な対策の実施に必要な協議及び調整を行う。
- (2) 「一宮川流域茂原市街地安心プラン」の目標に対する評価等ならびに改善の検討を、毎年1回以上行う。
- (3) 「一宮川流域浸水対策特別緊急事業」の実施に必要な協議及び調整を行う。
- (4) その他、協議会の目的を達成するために必要な事項に関する検討・協議を行う。

(構成等)

第4条 協議会は、別表に掲げる組織の者をもって構成する。

- 2 前項のうち関係自治会の構成員は、各地区自治会長連合会（以下「連合会」という）において4名以内を代表として、連合会及び自治会等の役職にかかわらず、連合会が必要と認める者を選任することができる。
- 3 協議会には会長を置き、会長は千葉県長生土木事務所所長の職にある委員をもって充てる。
- 4 事務局は、千葉県長生土木事務所、一宮川改修事務所及び茂原市に置き、協議会の庶務を行う。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の代理出席を妨げない。
- 3 会議は、会長が必要であると認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求めて、その意見又は説明を聞くことができる。

- 4 会長に事故あるときはその職務を委員の中から会長が指名する者が代理する。

(その他)

第6条 本規約の改定は、会長が協議会に諮って行う。

- 2 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附則

この規約は平成26年12月2日から施行する。

この規約は平成28年6月20日から施行する。

この規約は平成29年5月29日から施行する。

この規約は令和元年5月22日から施行する。

この規約は令和2年7月16日から施行する。

(別 表)

(協議会構成員)

組 織 名	所 属	委 員	備 考
茂原市	都市建設部	都市建設部長	
	土木建設課	土木建設課長	
	土木管理課	土木管理課長	
	下水道課	下水道課長	
	防災対策課	防災対策課長	
	農政課	農政課長	
千葉県長生土木事務所		所長	
		次長(技)	
	調整課	課長	
	河川改良課	課長	
千葉県一宮川改修事務所		所長	
	改修課	課長	
	復興課	課長	
関係自治会	茂原地区自治会長連合会	代表	4名以内
	五郷地区自治会長連合会	代表	4名以内
	鶴枝地区自治会長連合会	代表	4名以内
(以下、オブザーバー)			
千葉県県土整備部	河川整備課	副課長	
同上 都市整備局	下水道課	副課長	

※ 関係自治会の構成員に変更が生じた場合は、事務局（茂原市土木建設課）に報告するものとする。

改正案

現行

(別表)

(協議会構成員)

組織名	所属	委員	備考
茂原市	都市建設部	都市建設部長	
	土木建設課	土木建設課長	
	土木管理課	土木管理課長	
	下水道課	下水道課長	
	防災対策課	防災対策課長	
	農政課	農政課長	
千葉県長生土木事務所		所長	
		次長(技)	
	調整課	課長	
	河川改良課	課長	
千葉県一宮川改修事務所		所長	
	改修課	課長	
	復興課	課長	
関係自治会	茂原地区自治会長連合会	代表	4名以内
	五郷地区自治会長連合会	代表	4名以内
	鶴枝地区自治会長連合会	代表	4名以内
(以下、オブザーバー)			
千葉県果土整備部	河川整備課	副課長	
同上 都市整備局	下水道課	副課長	

※ 関係自治会の構成員に変更が生じた場合は、事務局（茂原市土木建設課）に報告するものとする。

(別表)

(協議会構成員)

組織名	所属	委員	備考
茂原市	都市建設部	都市建設部長	
	土木建設課	土木建設課長	
	土木管理課	土木管理課長	
	下水道課	下水道課長	
	防災対策課	防災対策課長	
	農政課	農政課長	
千葉県長生土木事務所		所長	
		次長(技)	
	調整課	課長	
	河川改良課	課長	
	一宮川改修課	課長	
関係自治会	茂原地区自治会長連合会	代表	4名以内
	五郷地区自治会長連合会	代表	4名以内
	鶴枝地区自治会長連合会	代表	4名以内
(以下、オブザーバー)			
千葉県果土整備部	河川整備課	副課長	
同上 都市整備局	下水道課	副課長	

※ 関係自治会の構成員に変更が生じた場合は、事務局（茂原市土木建設課）に報告するものとする。

規約の一部改正（案）について

現 行	改 正 案
<p>(目的)</p> <p>第2条 協議会は、平成25年10月の台風26号による豪雨等により、浸水被害が発生している一宮川流域において、河川管理者と関係行政機関、地元自治会等が連携してハード対策とソフト対策を含めた浸水対策を検討、実施することにより、浸水被害の軽減を図ることを目的とする</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第3条 協議会は、一宮川の浸水対策にかかる次の事項について協議するものとする。</p> <p>(1) 「一宮川流域茂原市街地安心プラン」の策定及び変更、ならびに具体的な対策の実施に必要な協議及び調整を行う。</p> <p>(2) 「一宮川流域茂原市街地安心プラン」の目標に対する評価等ならびに改善の検討を、毎年1回以上行う。</p> <p>(3) その他、協議会の目的を達成するために必要な事項に関する検討・協議を行う。</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 協議会は、平成25年10月の台風26号や令和元年10月の豪雨等により、浸水被害が発生している一宮川流域において、河川管理者と関係行政機関、地元自治会等が連携してハード対策とソフト対策を含めた浸水対策を検討、実施することにより、浸水被害の軽減を図ることを目的とする。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第3条 協議会は、一宮川流域の浸水対策にかかる次の事項について協議するものとする。</p> <p>(1) 「一宮川流域茂原市街地安心プラン」の策定及び変更、ならびに具体的な対策の実施に必要な協議及び調整を行う。</p> <p>(2) 「一宮川流域茂原市街地安心プラン」の目標に対する評価等ならびに改善の検討を、毎年1回以上行う。</p> <p>(3) 「一宮川流域浸水対策特別緊急事業」の実施に必要な協議及び調整を行う。</p> <p>(4) その他、協議会の目的を達成するために必要な事項に関する検討・協議を行う。</p>

現 行

(構成等)

- 第4条 協議会は、別表に掲げる組織の者をもって構成する。
- 2 前項のうち関係自治会の構成員は、各地区自治会長連合会（以下「連合会」という）において4名以内を代表として、連合会及び自治会等の役職にかかわらず、連合会が必要と認める者を選任することができる。
- 3 協議会には会長を置き、会長は千葉県長生土木事務所所長の職にある委員をもって充てる。
- 4 事務局は、千葉県長生土木事務所及び茂原市に置き、協議会の庶務を行う。

附則

- この規約は平成26年12月2日から施行する。
- この規約は平成28年6月20日から施行する。
- この規約は平成29年5月29日から施行する。
- この規約は令和 元年5月22日から施行する。

改 正 案

(構成等)

- 第4条 協議会は、別表に掲げる組織の者をもって構成する。
- 2 前項のうち関係自治会の構成員は、各地区自治会長連合会（以下「連合会」という）において4名以内を代表として、連合会及び自治会等の役職にかかわらず、連合会が必要と認める者を選任することができる。
- 3 協議会には会長を置き、会長は千葉県長生土木事務所所長の職にある委員をもって充てる。
- 4 事務局は、千葉県長生土木事務所、一宮川改修事務所及び茂原市に置き、協議会の庶務を行う。

附則

- この規約は平成26年12月2日から施行する。
- この規約は平成28年6月20日から施行する。
- この規約は平成29年5月29日から施行する。
- この規約は令和 元年5月22日から施行する。
- この規約は令和 2年7月16日から施行する。

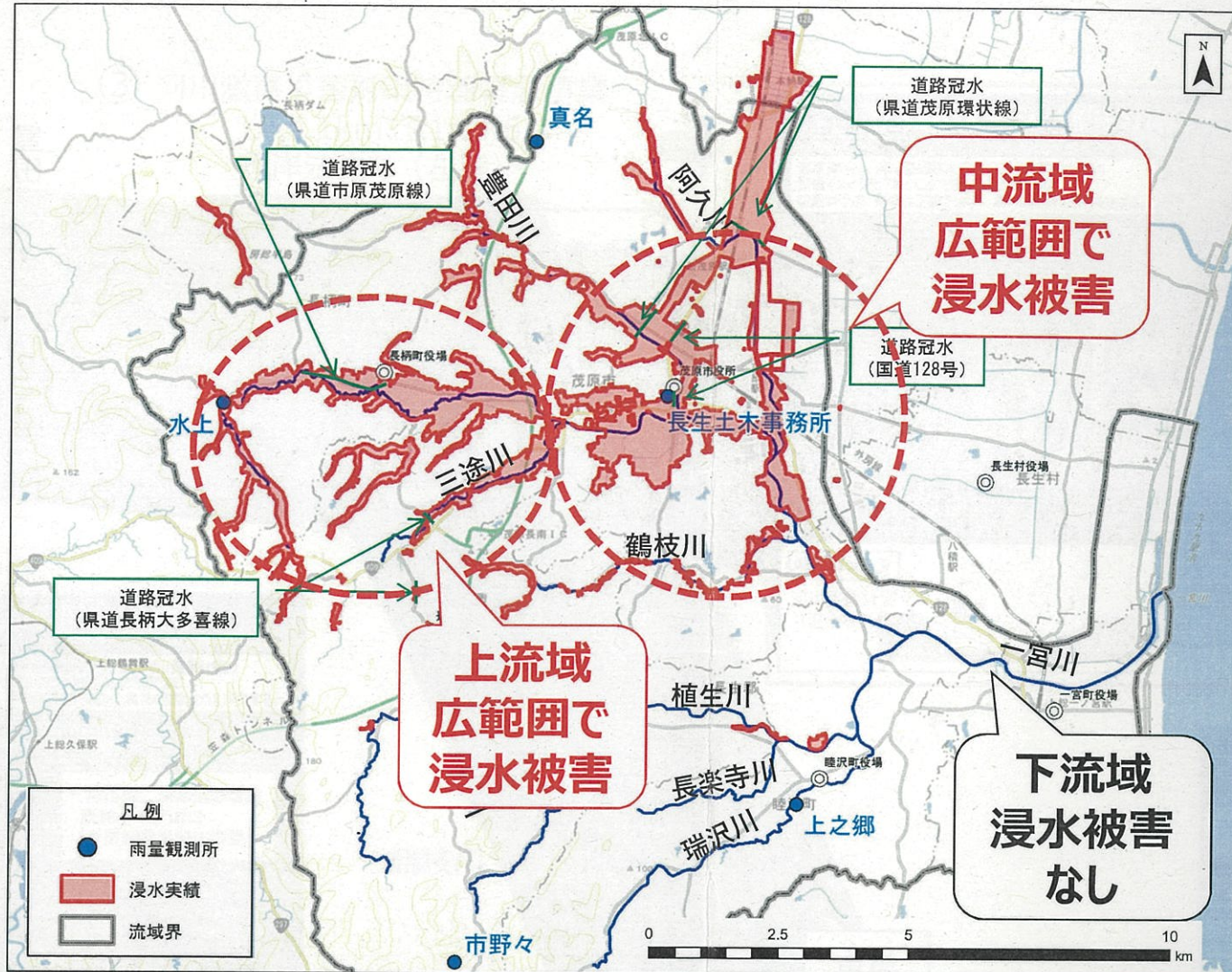
4 議 事

2) 千葉県の方策事業について

一宮川浸水被害と事業計画

令和元年10月豪雨による浸水被害

- 浸水面積 約1,760ha
- 死者 6名
- 浸水家屋 約4,000戸
- 主要施設の被害
 - ・ 官庁舎2棟
(長生合同庁舎、茂原市役所)
 - ・ 茂原中央病院
 - ・ 国県道で通行止め
- その他
 - ・ 特別介護老人ホーム、保育施設等

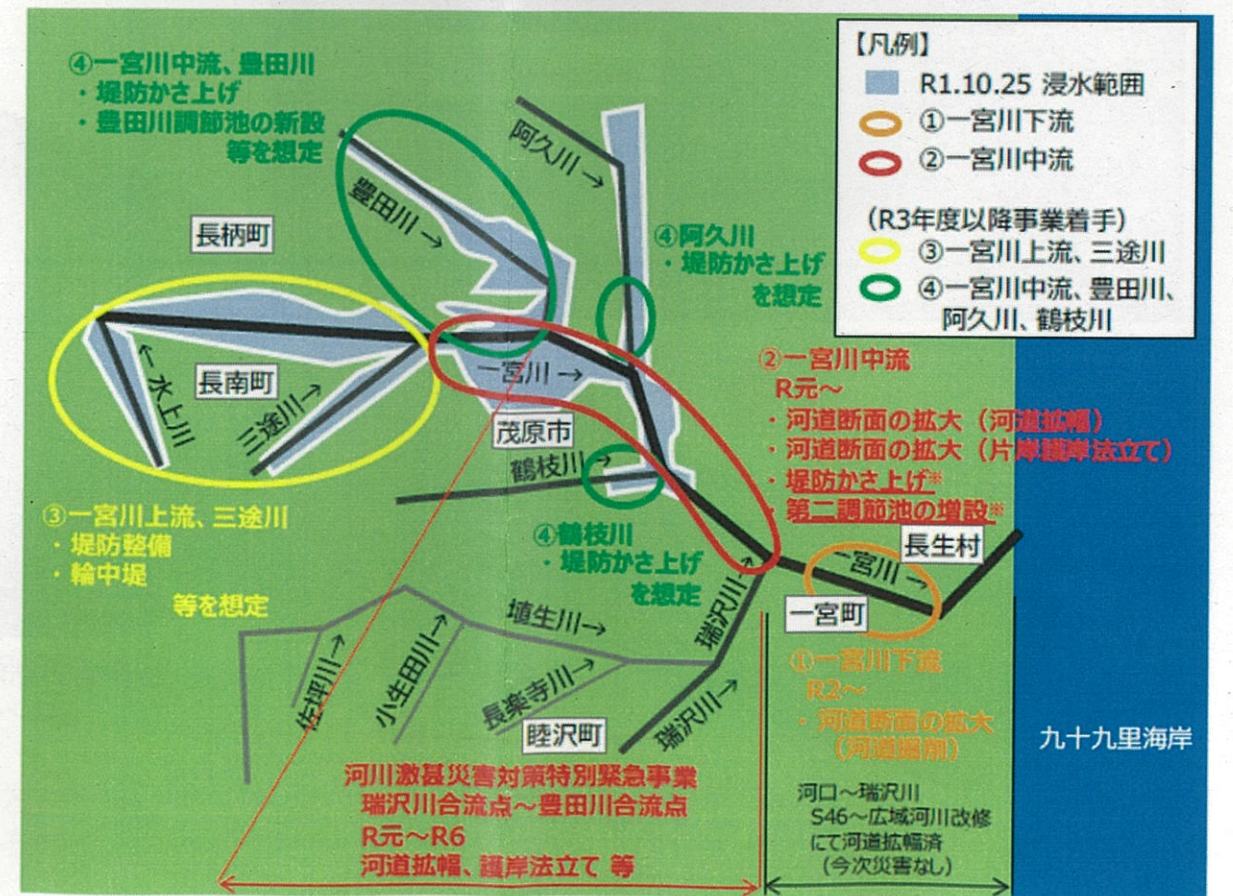


過去30年間で4度目の浸水被害が生じた事を踏まえ、今後10ヶ年で、関係市町村が行う内水対策や土地利用施策と連携した「一宮川流域浸水対策特別緊急事業」を実施し、同規模の降雨に対して、今回被害を受けた家屋や主要施設の浸水被害ゼロを目指します。

当該事業を迅速かつ着実に推進するにあたり、令和2年4月1日より、一宮川改修事務所を開設し、また、流域一丸となって取り組むため、県・流域市町村からなる「一宮川流域減災対策会議」を設置しました。

河川整備計画が策定済の一宮川 下流域 (右図橙色枠内) ・中流域 (右図赤色枠内) では、既往計画に位置付けられた対策のうち、現在事業中である第二調節池の増設等と併せて、国の補助制度である「河川激甚災害対策特別緊急事業」の採択を受け、河道断面の拡大 (河道拡幅、護岸法立て) を実施します。

(河川激甚災害対策特別緊急事業)
事業期間：令和元年度～令和6年度
事業費：152億円



一宮川中下流域における事業箇所図



護岸法立てイメージ
施工前（2割勾配）



施工後（5分勾配）



整備イメージ（JR橋梁～瑞沢川合流点）



平成31年1月17日撮影 No.9

② 河川激甚災害対策特別緊急事業
L=3.0km、R1～R6
河道拡幅
〔東橋より上流：左岸
東橋より下流：右岸〕



平成31年1月17日撮影 No.12

③ 河川激甚災害対策特別緊急事業
L=4.1km、R1～R6
護岸法立て（左岸）



平成31年1月17日撮影 No.15

④ 事業間連携河川事業
H30～R5
第二調節池の増設



平成31年1月17日撮影 No.20

堤防高上（鶴枝川合流点～第二調節池）
施工前（土のう）



施工後（コンクリート）

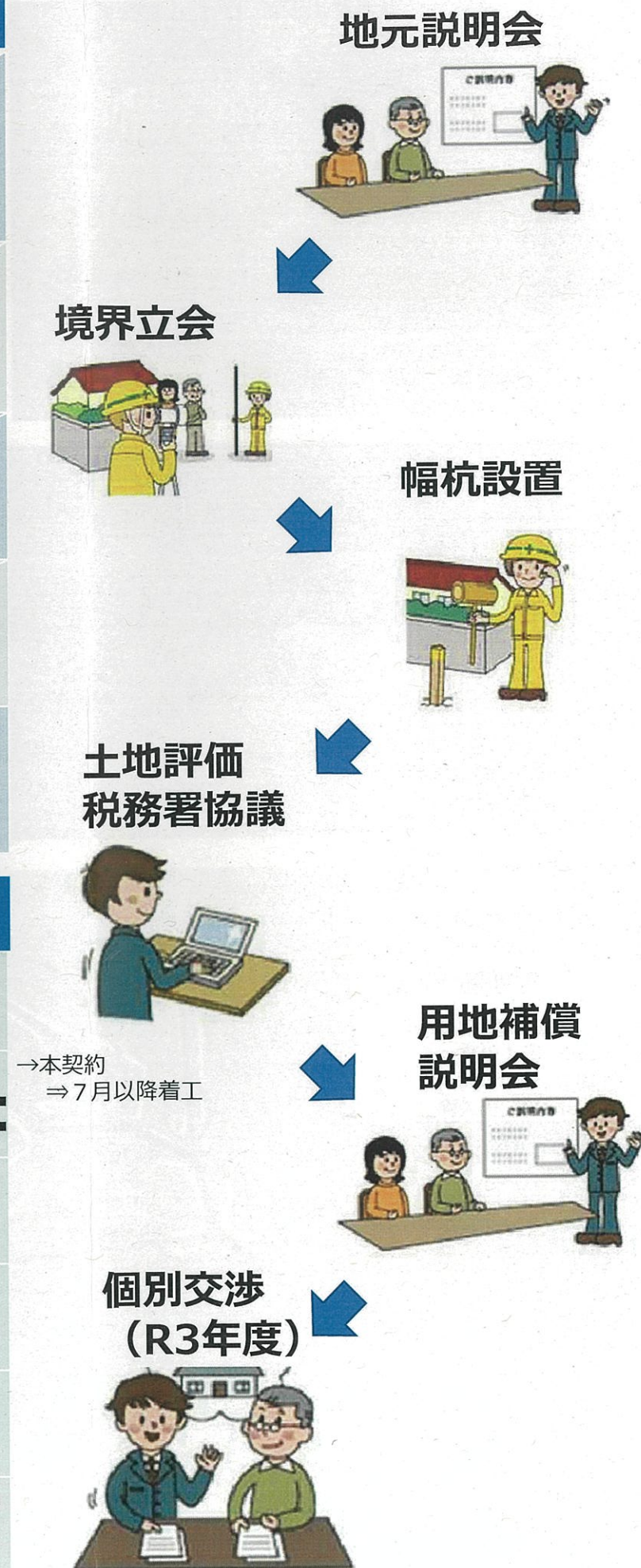


今後のスケジュール

区間		R2年度	R3年度	R4～6年度	R7～11年度
① 下流域	河口～ 瑞沢川合流点	<ul style="list-style-type: none"> 権利者調査 用地補償交渉 津波堤防の完成 	<ul style="list-style-type: none"> 用地補償交渉 	<ul style="list-style-type: none"> 用地補償交渉 工事 (～R6) 	
	津波堤防 河道掘削				
② 中流域	瑞沢川合流点～ 鶴枝川合流点	<ul style="list-style-type: none"> 測量、設計 事業概要の周知 (6月～) 境界立会 (8月～) 用地補償説明会 (3月) 	<ul style="list-style-type: none"> 用地補償交渉 	<ul style="list-style-type: none"> 工事 (～R6) 	
	鶴枝川合流点～ 豊田川合流点	<ul style="list-style-type: none"> 測量、設計 事業概要の周知 (6月～) 	<ul style="list-style-type: none"> 工事 	<ul style="list-style-type: none"> 工事 (～R6) 	
	③ 護岸法立て				
④ 調節池増設	豊田川合流点～ 三途川合流点	<ul style="list-style-type: none"> 工事 (10月～) 	<ul style="list-style-type: none"> 工事 	<ul style="list-style-type: none"> 工事 (～R5) 	
⑤ 上流域	三途川合流点 より上流	<ul style="list-style-type: none"> 測量調査 対策メニューの検討 (～12月) 	<ul style="list-style-type: none"> 河川整備計画 の変更 設計 	<ul style="list-style-type: none"> 用地補償交渉 工事 	<ul style="list-style-type: none"> 工事 (～R11)

護岸法立て・河道拡幅

	7月			8月			9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	初旬	中旬	下旬	初旬	中旬	下旬							
護岸詳細設計 占用協議	[進捗バー]						設計完了	[進捗バー]					
用地測量 追跡調査 丈量図 幅杭設置	[進捗バー]						丈量図	[進捗バー]					
境界立会	[進捗バー]							[進捗バー]					
地元説明	[進捗バー]			[進捗バー]				[進捗バー]					
事前協議 (税務署) 土地評価	[進捗バー]							[進捗バー]					



資料

一宮川第二調節池の増設について

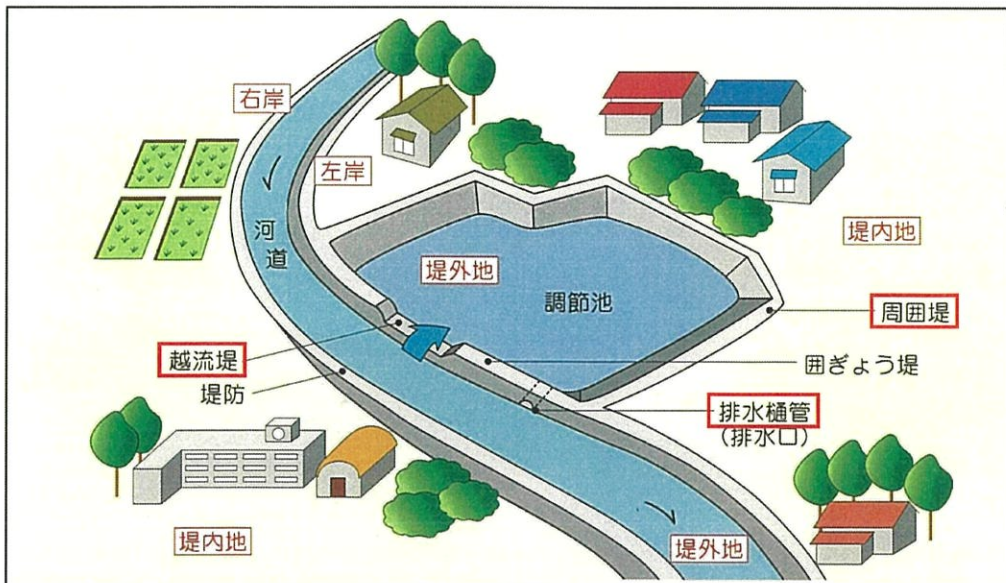
調節池の役割としくみ

* 調節池の役割 *

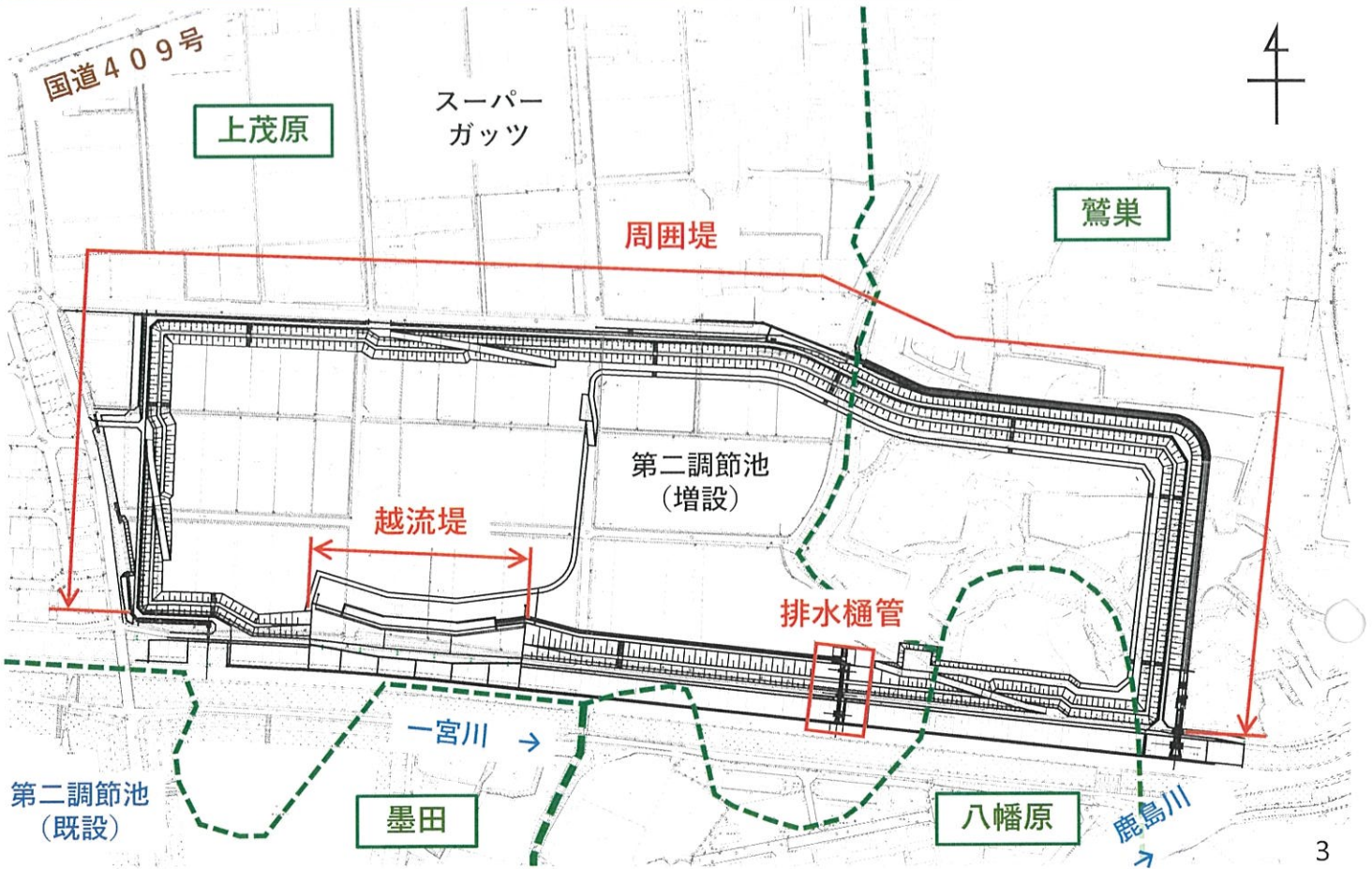
川の水かさが普段より著しく増えることが洪水です。洪水は、大雨によって発生する自然現象です。従って、いつ発生するかわかりません。洪水が川から氾濫（溢れること）しないように備えておく必要があります。そこで考えられたのが、調節池です。洪水の一部を川から分けて一時的に貯め、川の水かさを減らす役割を果たします。

* 調節池のしくみ *

調節池は、洪水を引き入れやすくするために、川のすぐそばにつくられる大きなポケットです。調節池の周囲は、池に流入した洪水が溢れ出ないように“周囲堤”で囲みます。川と調節池との間は“囲ぎよう堤”で仕切られますが、その一部に囲ぎよう堤より低い“越流堤”を設けて、川の洪水が越流して調節池に入るようになっています。流入した洪水は、川の水かさが下がるまで池の中にとどまり、その後川の水位が下がると排水樋管（排水口）から自然に川に戻ります。

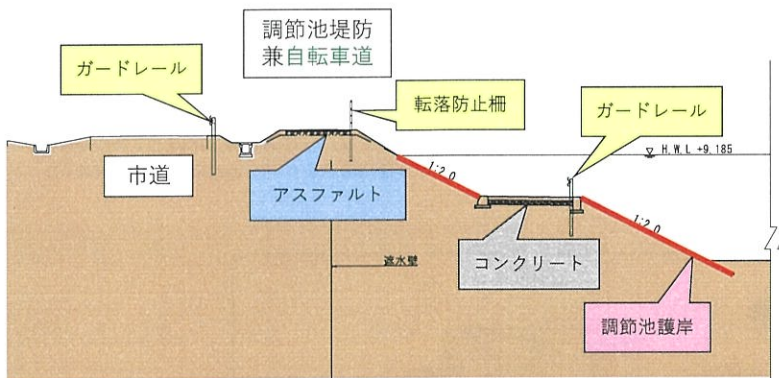


第二調節池増設の計画平面図

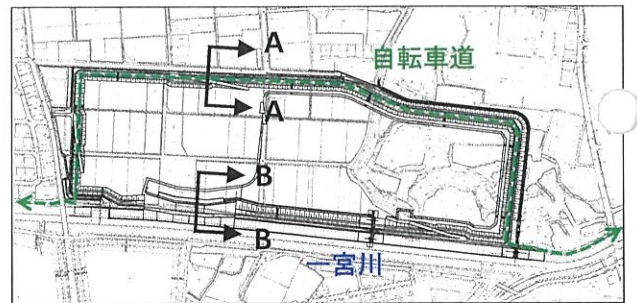


第二調節池増設の標準断面図

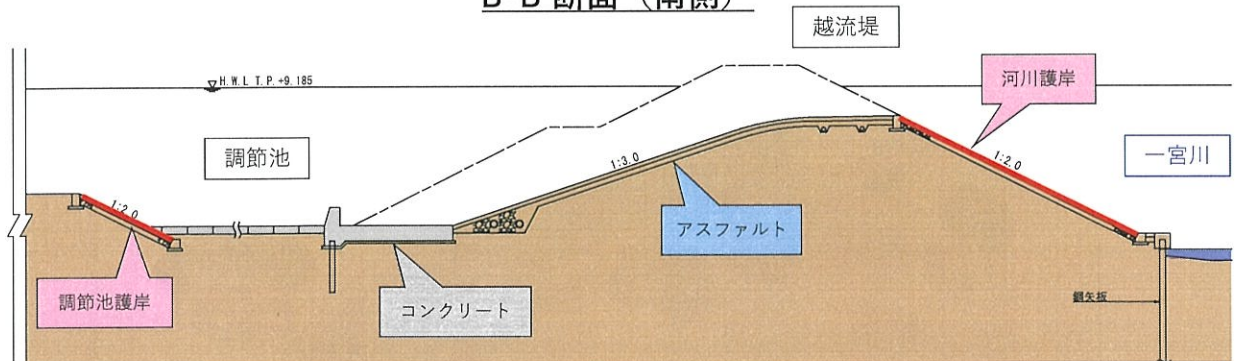
A-A 断面 (北側)



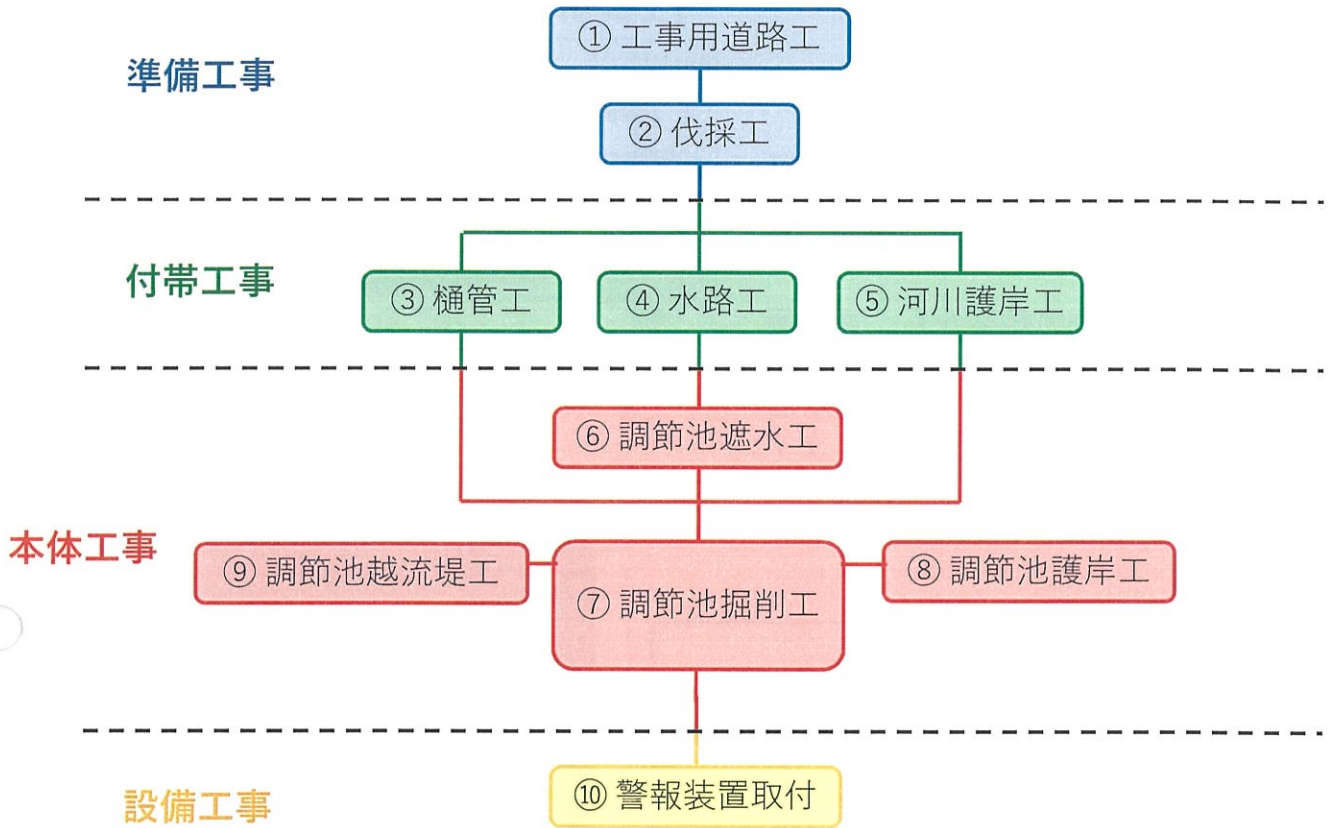
【位置図】



B-B 断面 (南側)



第二調節池増設の施工ステップ



5

第二調節池増設の工事内容 (1)

準備工事

① 工事用道路工

完了 (追加を調整中)

② 伐採工

完了

付帯工事

③ 樋管工

完了

④ 水路工

80%

⑤ 河川護岸工

85%



6

第二調節池増設の工事内容（2）

本体工事

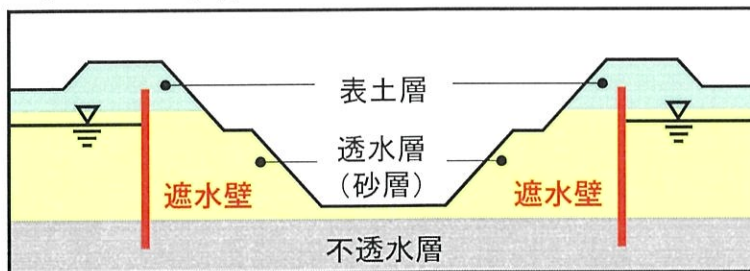
⑥ 調節池遮水工 80%

調節池を掘削する際に、周辺の地下水位低下や地盤沈下等を引き起こすことがないように、調節池外周の地中に遮水壁を設置します。

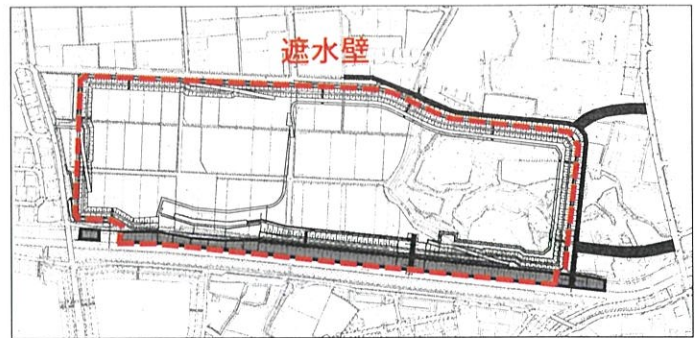
遮水壁は、地質調査の結果から、透水層（砂層）に合わせて構造を決めており、先端を下側の不透水層まで挿入し、不透水層と一体となって地下水の流れを遮断します。

なお、調節池の南側については、河川護岸の鋼矢板基礎が遮水壁を兼ねています。

【イメージ図】



【工事箇所図】



遮水工事状況



7

第二調節池増設の工事内容（3）

本体工事

⑦ 調節池掘削工

約40万m³の土砂を掘削し、調節池を形成します。土砂の運搬にはダンプトラックを使用し、工事用道路を出て、土砂受入先まで運搬します。

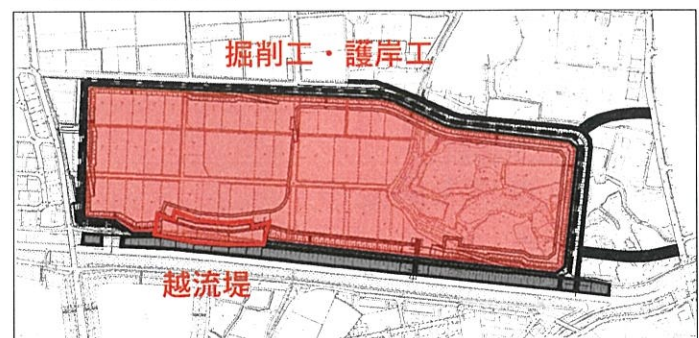
⑧ 調節池護岸工

掘削により形成された調節池周囲の法面が崩れないように、護岸を整備します。

⑨ 調節池越流堤工

調節池に面した一宮川の堤防を一段切り下げて、洪水時に一宮川の水を調節池に流入させる越流堤を設置します。

【工事箇所図】



【イメージ写真】 掘削工事状況



8

設備工事

⑩ 警報装置取付

洪水時に、調節池の周辺にいる人に危険を知らせるため、警報装置（スピーカー、水位計、回転灯等）を設置します。

ただし、設備工事については、詳細は未定です。

【イメージ写真】スピーカー、水位計



【イメージ写真】回転灯

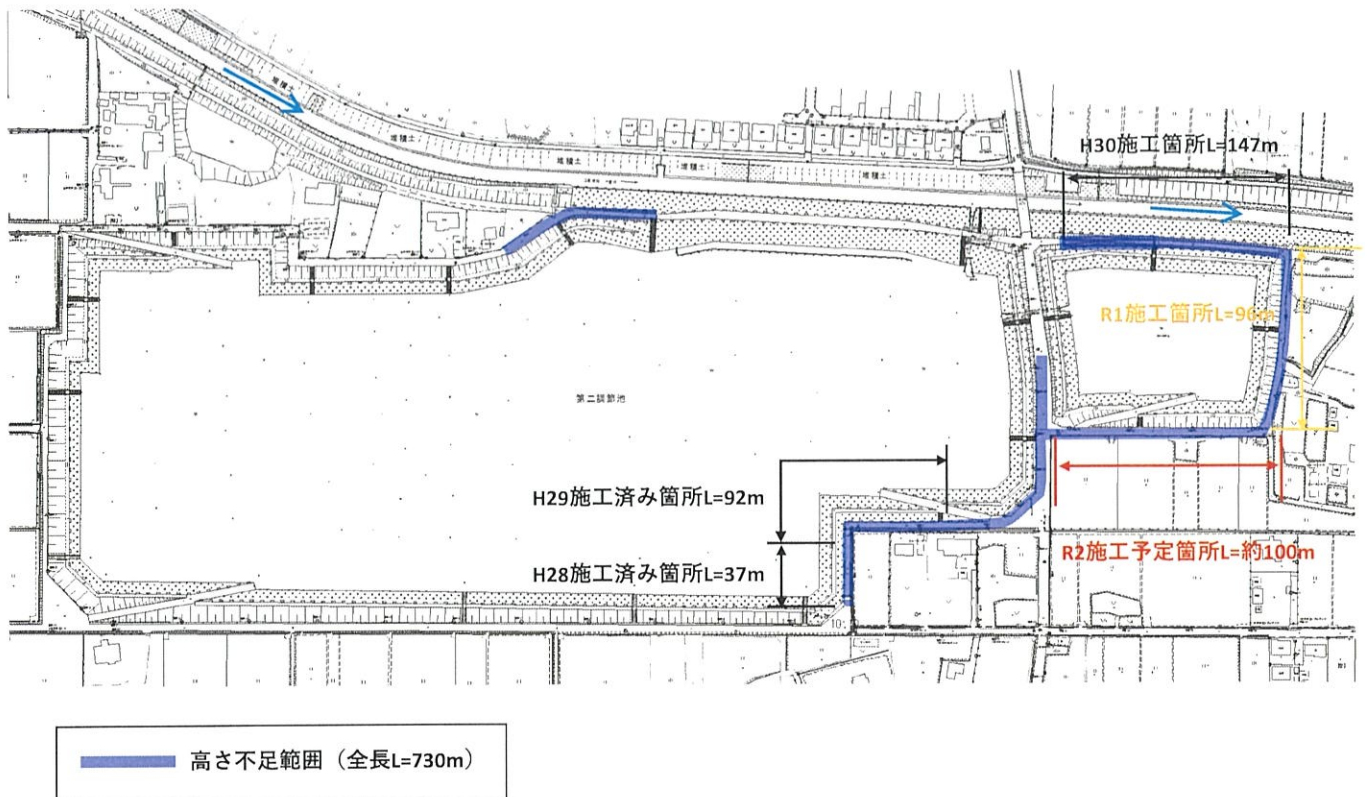


第二調節池増設の今後の予定

内 容	～H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
用地交渉 用地買収のための交渉	H28.8月～ →					
家屋調査 工事影響範囲内の建物等調査	H29.8月～ 【事前調査】→					※工事完成後に 【事後調査】を予定
準備工事 工食用道路・伐採の工事	H29.9月～ →					
付帯工事 樋管・水路・河川護岸の工事	H29.9月～ →		→			
本体工事 調節池の遮水・掘削 ・池内護岸等の工事			→ 【遮水工】	→ 【掘削工・護岸工等】		
設備工事 警報装置取付の工事						→

段階的な
治水効果発現

既設堤防嵩上げの施工状況（調節池）①



11

既設堤防嵩上げの施工状況（調節池）②

H30施工済み箇所L=147m 茂原市墨田地先

<着手前>

<完成後>



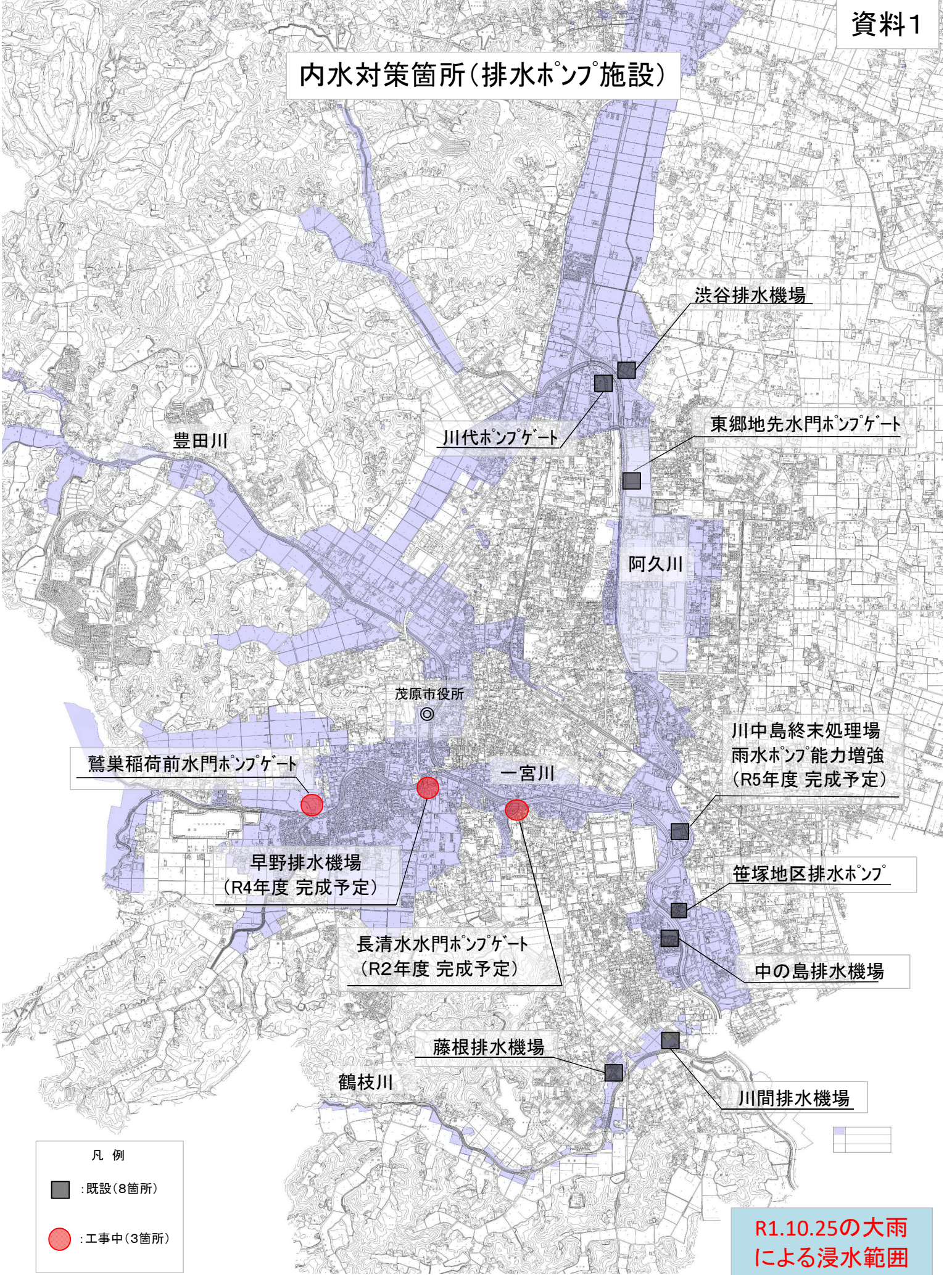
事業進捗率:51% (R1年度までの延長ベース)

12

4 議 事

3) 茂原市の対策事業について

内水対策箇所(排水ポンプ施設)



凡例

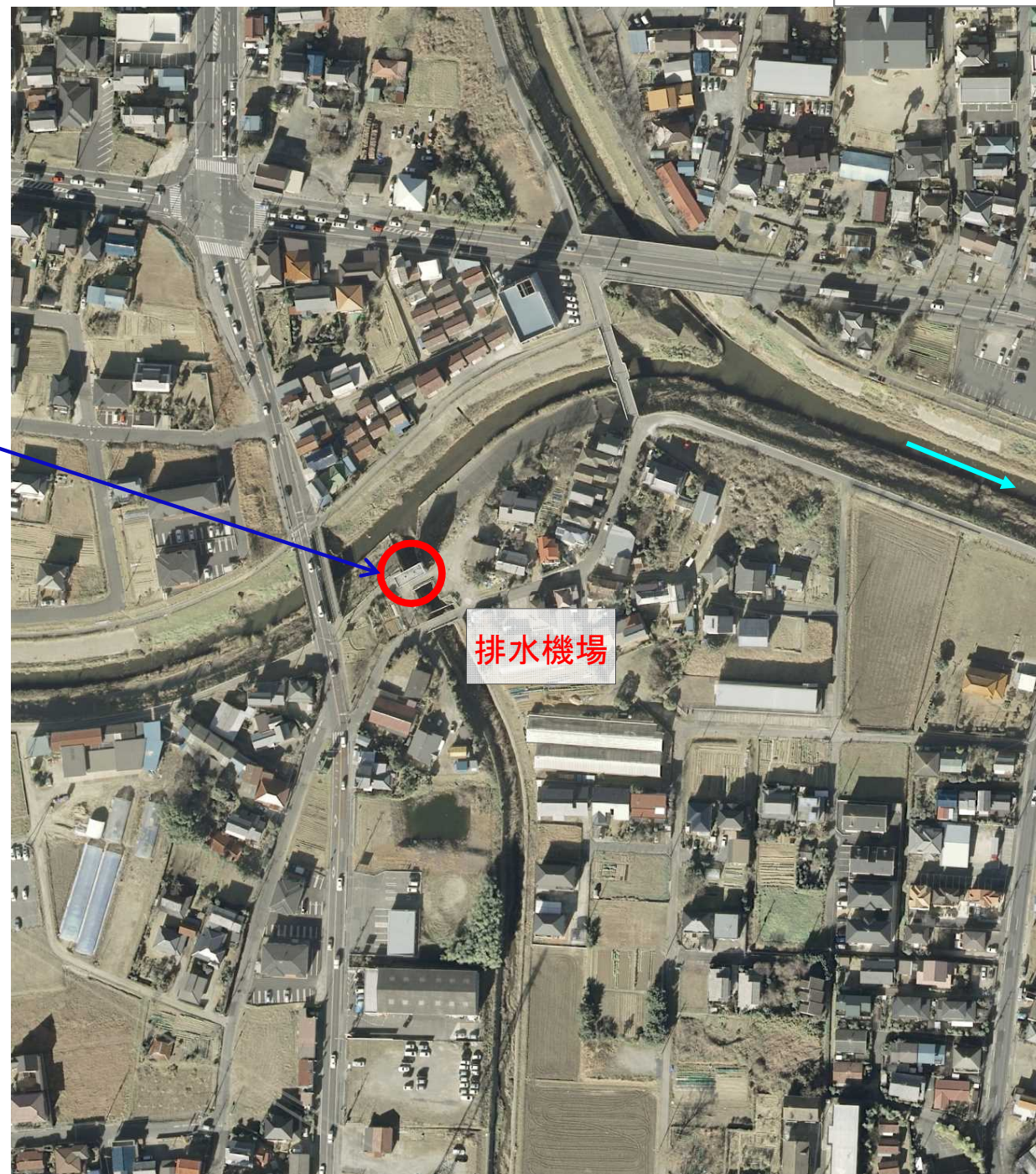
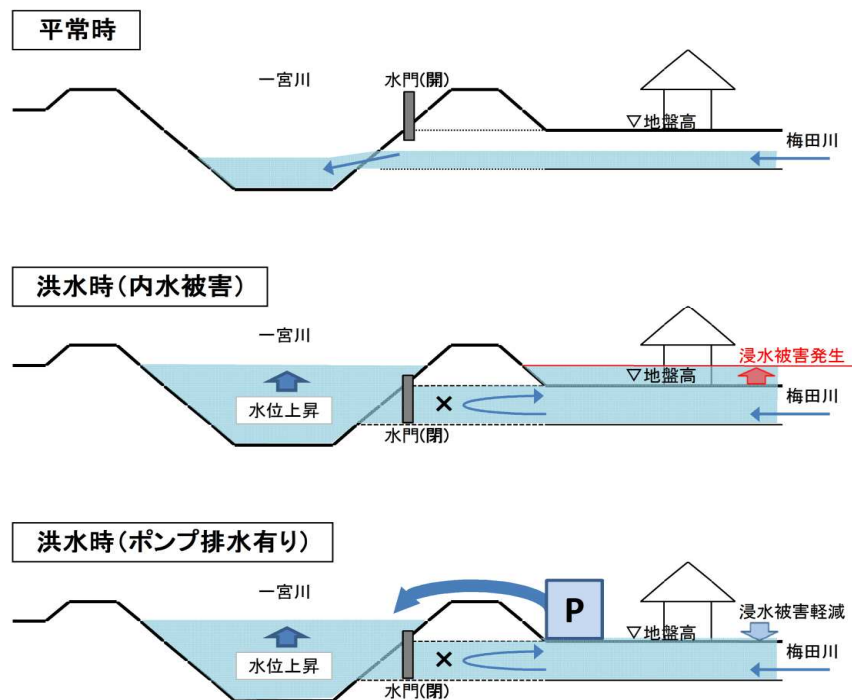
- : 既設(8箇所)
- : 工事中(3箇所)

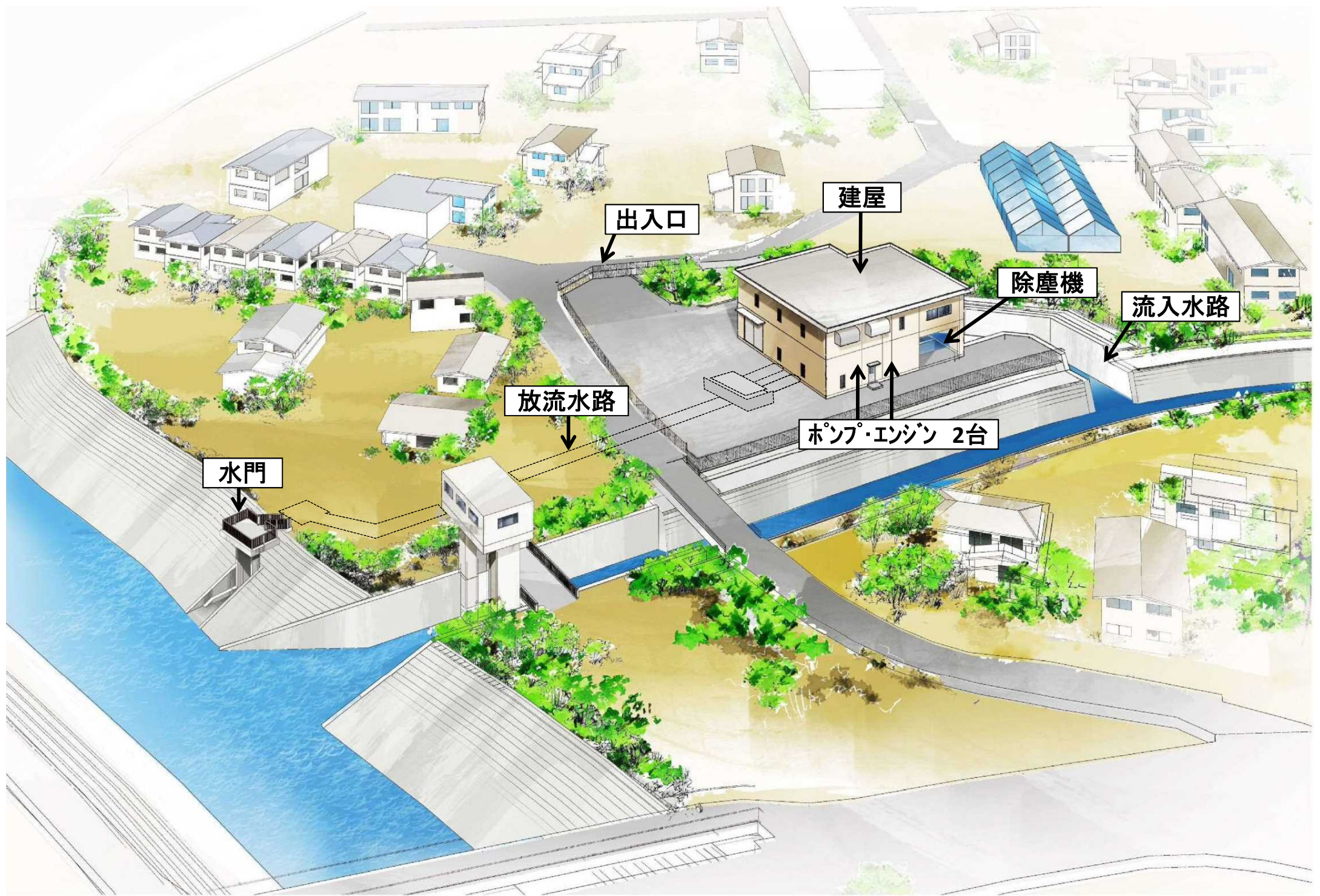
R1.10.25の大雨による浸水範囲

* 今後、千葉県が行っている一宮川流域の氾濫解析と整合を図り、内水対策の検討業務を実施する。



● 梅田川 排水ポンプによる被害軽減の考え方





出入口

建屋

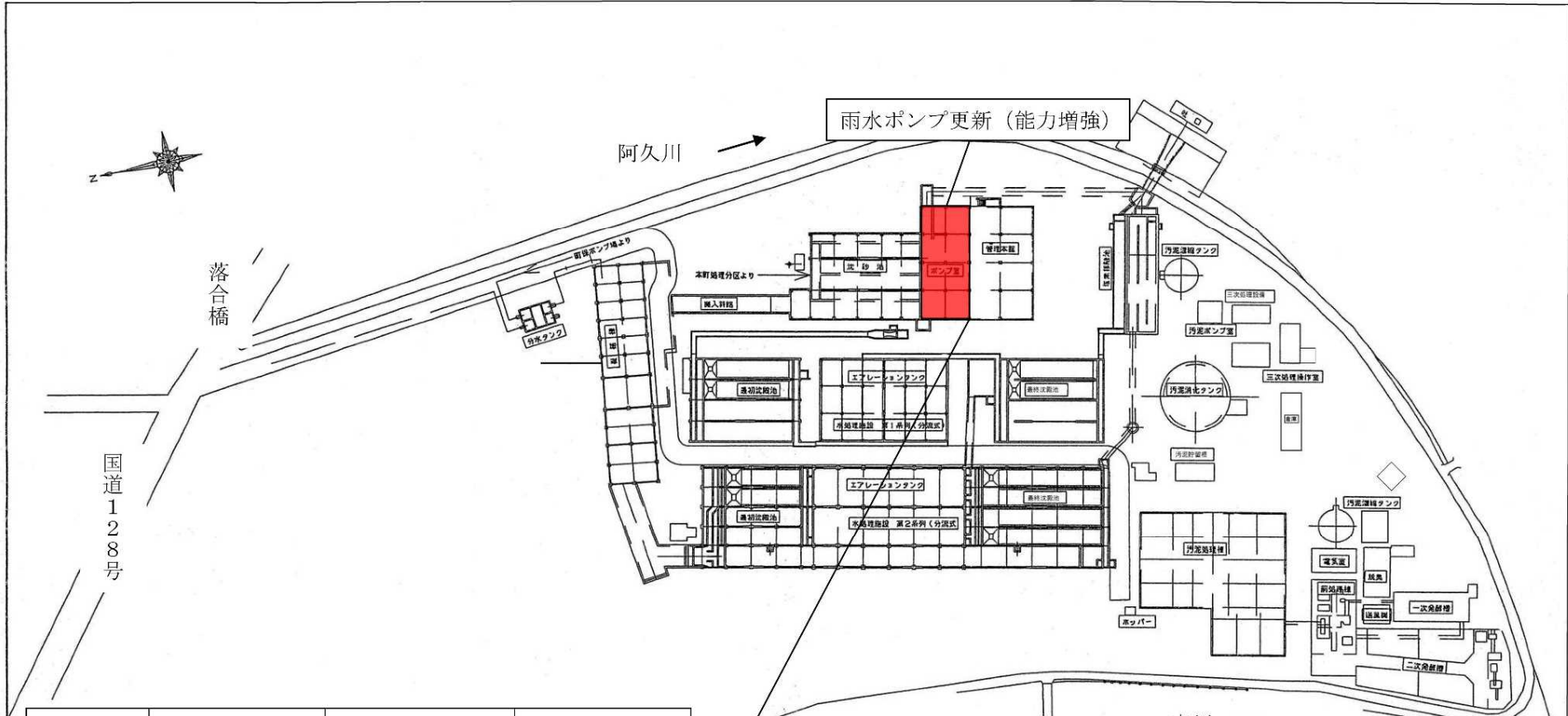
除塵機

流入水路

放流水路

ポンプ・エンジン 2台

水門

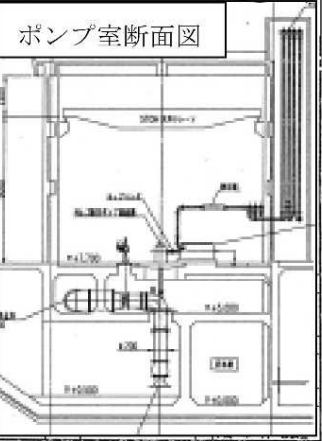


ポンプ名	既設 吐出量	計画 吐出量	施工時期
1号機	105 m ³ /分	135 m ³ /分	完了
2号機	72 m ³ /分	88 m ³ /分	R3以降
3号機	72 m ³ /分	72 m ³ /分	H21更新
4号機	105 m ³ /分	135 m ³ /分	R1~R2予定
合計	354 m ³ /分	430 m ³ /分	

写真 雨水ポンプ原動機及び減速機



一宮川



雨水貯留施設等設置工事補助金

平成26～30年度 実績

貯留施設	数量(基)	貯留量(L)
貯留槽	29	6,097
浸透枳	7	—
合計	36	6,097

令和元年度 実績

貯留規模	数量(基)	貯留量(L)
1 150 リットル	1	150
2 200 リットル	2	400
3 250 リットル	1	250
合計	4	800

◎広報 もばら 令和元年8月15日号

暮らしに役立つ情報が満載!

くらしの情報コーナー

Life Information

お知らせ

土砂災害警戒区域が新たに指定されました

県では7月9日付で新たに市内15カ所の土砂災害警戒区域指定を行いました。図面については、千葉県国土整備部河川環境課および長生土木事務所調整課で縦覧しています。
 〇千葉県国土整備部河川環境課
 〇043(223)3132
 長生土木事務所調整課
 〇263702

雨水貯留槽または雨水浸透枳設置工事に補助金を交付します

市では、水害対策のための雨水流出抑制と雨水資源の有効活用を図ることを目的として、雨水貯留槽または雨水浸透枳の設置(設置基準有)を行った建築物またはその敷地の所有者や占有者に対して、補助金の交付をしています。雨水貯留槽に溜まった水は災害時の断水対策用または散水用や洗浄水としても利用できますが、大雨の予想される場合には排水してカラにしてください。また、大雨時や河

川水位の高い時、浴槽の水を流さないようにするとさらなる水害対策となります。ご協力をお願いします。

〇土木管理課(7階)
 〇201537、FAX 201605

忘れずに納付しましょう!

市県民税(第2期)と国民健康保険税(第2期)の納期限は9月2日①です。最寄りの金融機関またはコンビニエンスストアで納付してください。また、市税等の納付には、納め忘れない安心で確実な口座振替をお勧めします。納期限内に納付できない事情のある方はご相談ください。

〇収入課(2階)
 〇201578、FAX 201609

農地転用は許可が必要です

農地を農地以外の目的に利用(転用)する場合は、農地法に基づく許可などが必要です。違反転用は、その行為により、刑事罰の対象となる場合があります。農地に住宅を建てたい、駐車場や資材置場にした

茂原市雨水貯留施設等設置工事補助金交付要綱(概要)

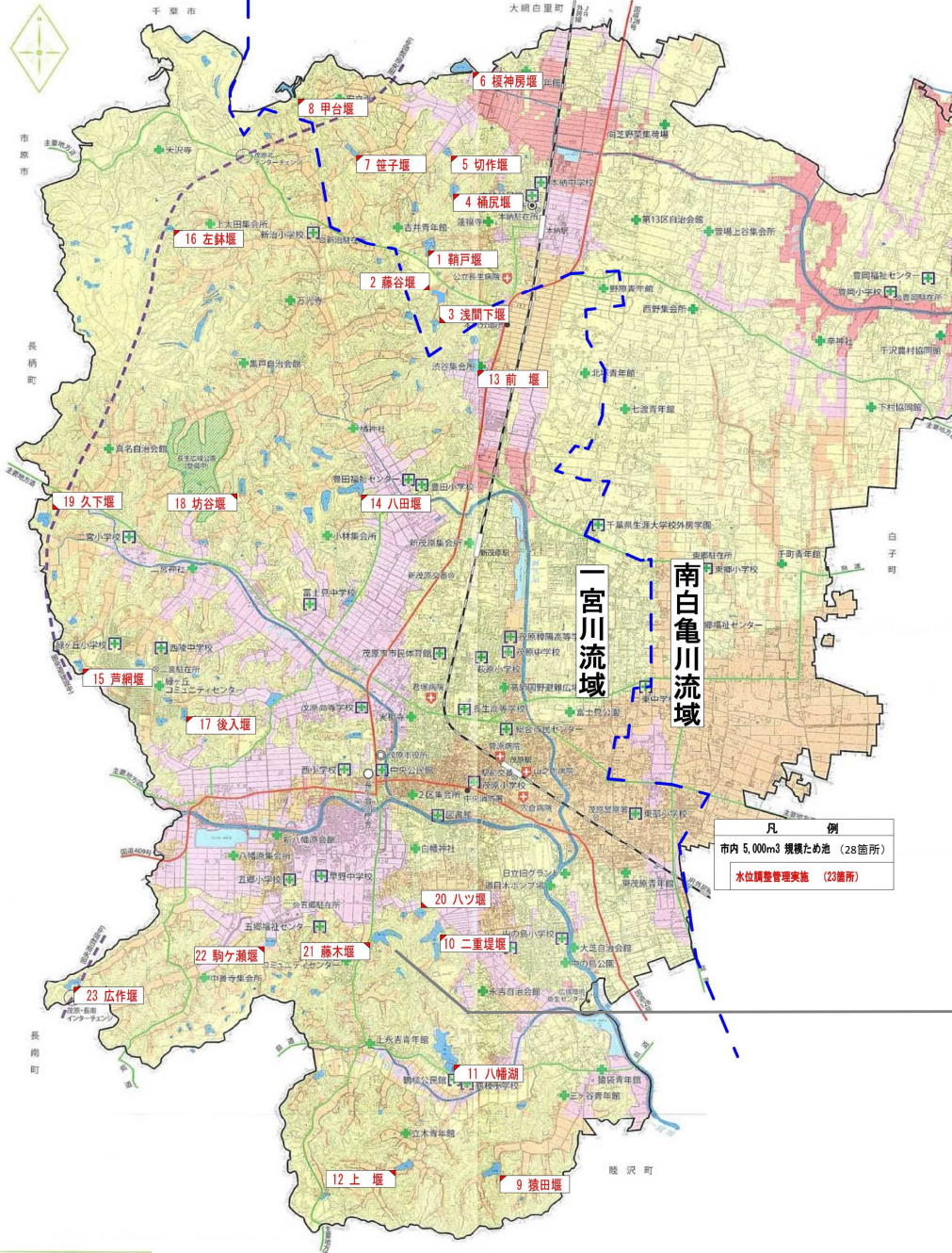
雨水貯留槽及び雨水浸透枳について、1建築物当たりの対象施設数はそれぞれ2基を限度とし、材料費と工事費の合計を対象経費として、その2分の1の額を、1基当たり雨水貯留槽25,000円、雨水浸透枳10,000円を限度額として助成する。

(平成26年10月1日施行)

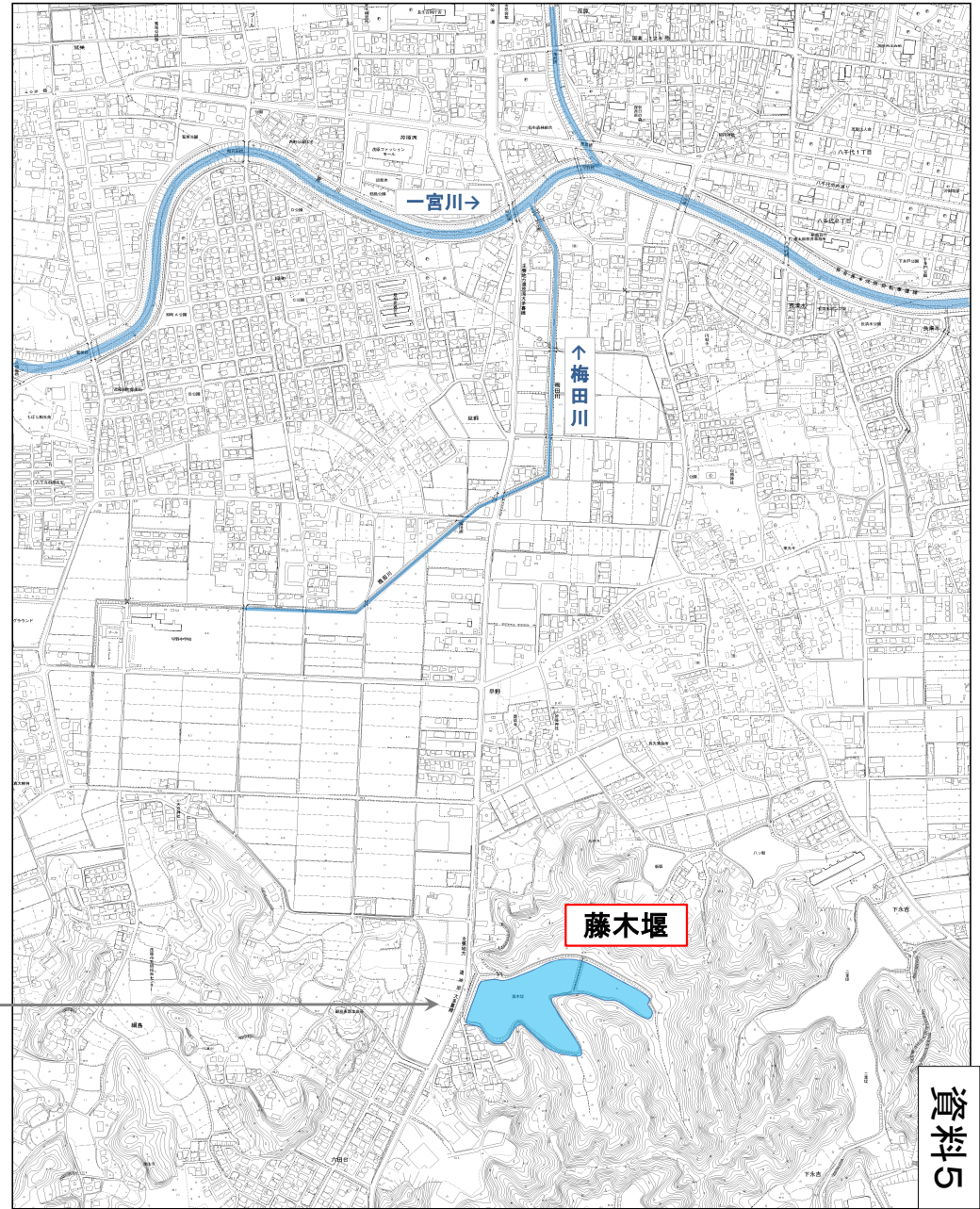
- ・雨水貯留槽: 雨とい取付型の貯留容量が150リットル以上で排水機能がある施設
- ・雨水浸透枳: 内径35cm以上かつ深さ50cm以上の施設



ため池 位置図



資料5



資料5

★メールによる防災情報提供

- 防災情報と防犯情報に分かれており、それぞれ登録者にメールで情報提供を行っている。
- 令和2年7月現在：5, 333件
- 平成26年度からメールが使えない人への対応として
高齢者や視覚・聴覚障害を持つ方を対象に、メールシステムのオプション機能を使い、メールの文面をそのままファックスまたは音声に変換して自宅の電話・ファックスに流すサービスを開始。現在80件が登録。

★防災無線による避難情報等にサイレン活用

- 防災週間（8月30日～9月5日）に、より確実な伝達をするため、サイレン音と警戒レベルを加え放送し、周知を図っている。

区 分	放送内容（サイレンパターン+音声）		
	サイレンパターン		音声
避難勧告	サイレン 10 秒 — 4 秒休止	サイレン 10 秒 — 4 秒休止	避難勧告発令 放送文
避難指示 (緊急)	サイレン 15 秒 — 4 秒休止	サイレン 15 秒 — 4 秒休止	避難指示発令 放送文
警戒レベル 5 災害発生情報	サイレン 30 秒 — 4 秒休止	サイレン 30 秒 — 4 秒休止	災害発生情報 放送文

※ 防災行政無線については、風雨が強い時や屋内では聞き取りにくい、聞こえないなどの意見が多かったことから、緊急情報である避難勧告等を発令する際には、サイレンと音声を組み合わせて放送することで、住民等への伝達の強化を図っております。

★防災行政無線テレホンサービス

- 放送した内容が聞こえない、聞き取りにくかった場合、放送内容を電話で聞くことができます。

平成30年4月から市内固定電話に加え、携帯電話からも通話料無料で聞くことができます。

電話：0120-438-119

令和2年度 6月補正予算

※1万円単位で端数処理しています。

一般会計補正予算額 2億4,990万円 (補正後予算額423億2,710万円)

(歳入)

○国庫支出金	6,295万円
○県支出金	1,893万円
○繰越金	1億442万円
○市債	6,360万円

(歳出)

○総務費	697万円
○民生費	8,343万円
○衛生費	22万円
○土木費	1億4,954万円
○教育費	534万円
○災害復旧費	440万円

歳出の内容

【総務費】	コミュニティ活動支援事業	131万円
	災害非常用対策事業	505万円
	住民基本台帳事業	61万円
【民生費】	介護保険事業特別会計繰出金	3,764万円
	介護基盤等整備促進事業	1,937万円
	私立保育園等運営費補助事業	800万円
	公立保育所管理運営費	450万円
	公立保育所維持管理費	867万円
	一般事務費(子育て支援課)	440万円
	生活保護運営費	85万円
【衛生費】	母子保健事業	22万円
【土木費】	道路橋梁維持補修費	5,498万円
	道路改良事業	1,705万円
	道路排水新設事業	1,100万円
	道路舗装新設事業	550万円

交通安全施設管理費	677万円	
交通安全施設整備事業	318万円	
排水路維持管理費	776万円	
内水対策関連事業	385万円	
排水整備事業	266万円	
河川改修事業	1,009万円	
地籍調査事務費	531万円	
市営住宅集約化事業(国府関住宅用途廃止に伴う 用地測量業務委託料等)	2,139万円	
【教育費】	本納公民館施設維持管理費	66万円
	管理運営費(旧図書館)(旧図書館照明器具安定器等 撤去工事等)	215万円
	学校給食管理運営費	253万円
【災害復旧費】	10月25日大雨による道路災害復旧事業	440万円

特別会計補正予算額 1,165万円

○介護保険事業特別会計(介護保険サービス利用料還付金等)	1,165万円
------------------------------	---------

問合せ 財政課(4階) ☎(20)1517、FAX(20)1603

防災行政無線戸別受信機の有償貸与について

市では、災害時の情報伝達手段として防災行政無線屋外子局(スピーカー)等を用いて情報発信を行っています。情報伝達手段のさらなる充実を図るため、水害警戒区域や土砂災害警戒区域の方を優先して、今年度から希望される方に戸別受信機を有償により貸与します。

- ◆受信内容
- ・避難情報などの防災情報
 - ・国が発表する緊急情報
 - ・その他行政情報

- ◆対象者 市内に住居・事業所を有する方

- ◆貸与台数 1世帯または1事業所につき1台

- ◆貸与代金 1台につき1万円(貸与時)

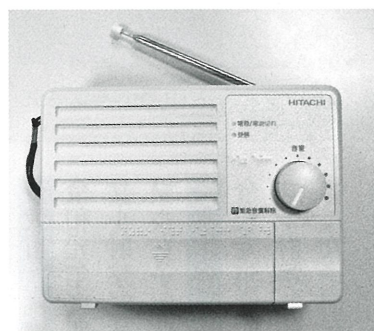
※生活保護受給世帯は全額免除

- ◆貸与時期 7月31日(金)までの申請分は、8月より受信状況を調査した後貸与予定。それ以降は在庫のある限り、申請順に順次貸与予定。

※貸与にあたり受信状況を調査します

- ◆申込方法 防災対策課窓口に申請書・印鑑を持参してください。

申請書は防災対策課窓口で配布または同課ウェブページからダウンロード可。



問合せ 防災対策課(4階) ☎(36)7580、FAX(20)1602

お知らせ

市では、広報紙の送付を希望される方に無料で郵送しています。
問合せ 秘書広報課(3階) ☎(20)1512、FAX(20)1601